



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 7 5 号 令和 4 年 7 月 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 4 7	土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部を解除する件	環境管理課
4 4 8	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	同
4 4 9	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	同
4 5 0	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 3 号）の要領を公表する件	財政課
4 5 1	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課
4 5 2	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
4 5 3	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
4 5 4	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
4 5 5	同	同
4 5 6	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 5 7	同	同
4 5 8	同	同

【 告 示 】

番 号	表	題	担当課名
4 5 9	公共測量を変更した旨の通知があった件		同
4 6 0	公共測量を終了した旨の通知があった件		同
4 6 1	道路の区域を変更する件		道路整備課

【 企 業 管 理 規 程 】

番 号	表	題	担当課名
2	徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程		

【 人 事 委 員 会 告 示 】

番 号	表	題	担当課名
1	警察官昇任候補者名簿の確定		
2	警察官昇任候補者名簿の失効		

徳島県告示第四百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第四項の規定に基づき、令和三年徳島県告示第百三十二号（土壤汚染対策法に基づく要措置区域を指定する件）により指定した同項に規定する要措置区域の全部について同条第一項の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定を解除する要措置区域

勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原三七番の一部（次の図のとおり）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「省令」という。）第三十一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた実施措置（法第七条第一項第一号に規定する実施措置をいう。）

省令別表第六の一の項下欄に規定する措置（同表の四の項下欄二に規定する土壤汚染の除去）

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 姫野組・大竹組緊急地方道路整備工事共同企業体

住 所 阿南市福井町中内一―二

代表者 株式会社姫野組 代表取締役社長 松本哲

2 工場又は事業場

名 称 姫野組・大竹組緊急地方道路整備工事共同企業体（色面トンネル工事）

所在地 阿南市福井町棚田

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年七月八日から

令和四年七月二十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 新野工場

所在地 阿南市新野町入田三番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更
変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年七月八日から

令和四年七月二十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和四年六月十四日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第三号）の要領を次のとおり公表する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第四百五十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 二・（エチルアミノ）・二・（三・メチルフェニル）シクロヘキサン・一・オン（通称 DMXE又はDeoxyamphetamine）及びその塩類

2 化学名 N、N・ジエチル・二・ム「五・ニトロ・二・（四・プロポキシフェニル）メチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イルヰエタナミン（通称 Protonitazene）及びその塩類

3 化学名 一・（シクロブチルメチル）・N・（二・フェニルプロパン・二・イル）・一H・インドール・三・カルボキサミド（通称 CUMYL・CBMIC A）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため効力が失われた日

令和四年七月八日

徳島県告示第四百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社彩り	徳島市多家良町上宝八二番地の七	訪問介護ステーション とうか	徳島市北沖洲二丁目八四一 パレスフェアリー 二〇 二号室	訪問介護	令和四年七月一日
合同会社唯和	同 国府町井戸字城ノ内一七番地の一二	ヘルパーステーション KOKUA	同 佐古八番町上一五の九番地	同	同
合同会社ウイズ訪問看護ステーション	同 かちどき橋三丁目三七番地	合同会社ウイズ訪問看護ステーション	同 北田宮四丁目一〇四 三クレセント一〇三	訪問看護	同
えがふる株式会社	同 北沖洲一丁目一番五〇七〇七号	えがふる訪問看護ステーション	同 北沖洲二丁目二一四	同	同

徳島県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
合同会社ウィズ訪問看護ステーション	徳島市かちどき橋二丁目三七番地	合同会社ウィズ訪問看護ステーション	徳島市北田宮四丁目一〇四三クレセント一〇三	同	令和四年七月一日
えがふる株式会社	同 北沖洲二丁目一番五〇七〇七号	えがふる訪問看護ステーション	同 北沖洲二丁目二一四	同	同

徳島県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
三村土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	武田恒章		阿南市長生町古地二三
同	藤田清		川ハタ八三
同	鈴木諫		寺ノ前五
同	山本勝		うそのロ一六一
同	大谷毅		香川県高松市楠上町一丁目三一一五
同	西尾昌彦		阿南市長生町南千足一九一六
同	山川博之		平田一八一四
同	谷和紀	谷和紀	北平岡三六一一
同	本田耕一		同 羽ノ浦町明見二二三
同		清田茂	同 長生町内川下二一一一
同		野口洋明	同 大原楠ノ前一一一一
同		岡田均	同 一五一一
同		賀上花子	同 うそのロ二一一
同		井藤敏幸	同 古地二四
同		森下泰和	同 北内一九
監事	野口茂章		同 間谷七一一
同	倉橋隆人		同 川ハタ七一一一
同	澤和宏		同 柳ヶ坪二一四
同		仁木俊二	同 一一一
同		清政幸	同 諏訪ノ端一四一一
同		鈴木諫	同 寺ノ前五

徳島県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

大井堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	大谷 昇	大谷 昇	勝浦郡勝浦町大字棚野字大谷二六
同	前田 幸三	前田 幸三	同 大字三溪字川原六一一
同	美馬 則文		同 大字棚野字桧岡一九一二
同	松田 貞雄	松田 貞雄	同 大字久国字松ノ本一〇二二三
同	松平 孝義		同 四〇
同	山田 敏信	山田 敏信	同 字馬場三三一二
同	出葉 義和	出葉 義和	同 大字生名字山ノ神三五
同	西谷 芳益	西谷 芳益	同 字石垣一三一二
同	尾山 繁和		同 字北三一四
同	大下 治吉	大下 治吉	同 字野口三一四
同	中西 孝昭	中西 孝昭	同 大字中角字西山五六
同	稲岡 稔		同 大字星谷字宮原三
同	澤口 實	澤口 實	同 字大明神五〇
同	玉置 守	玉置 守	同 字山下一一
同		石倉 英明	同 大字棚野字桧岡一一一
同		池内 義則	同 大字久国字原五八一二
同		柳澤 正治	同 大字生名字大前五一一
同		岡 佳一	同 大字星谷字宮原三六一一
同		山口 康弘	同 大字棚野字桧岡一〇一一
同	山口 康弘		同 大字久国字松ノ本九六一二
同	播 純雄		同 大字生名字東八九一五
同	戸村 勉	戸村 勉	同 大字中角字平山一六一一
同	原田 明廣		同 大字沼江字平間一〇〇
同	沖成 宏		同 大字久国字原五〇
同		中西 廣吉	同 大字中角字研谷五一
同		長田 裕志	同 大字沼江字了仙寺三〇一五
同		平間 明	同

徳島県告示第四百五十六号

阿南市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（阿南市都市計画図修正）	阿南市内	令和四年六月十日から 令和四年十一月三十日まで

徳島県告示第四百五十七号

徳島県西部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	三好市池田町トウゲ 三好郡東みよし町加茂	令和四年六月十日から 令和五年二月二十八日まで

徳島県告示第四百五十八号

徳島県東部農林水産局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	板野郡上板町下六條及び上六條	令和四年六月十五日から 令和四年八月三十一日まで

徳島県告示第四百五十九号

徳島県東部農林水産局長から、令和三年徳島県告示第五百二十号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を次のように変更した旨の通知があったので、公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	小松島市和田島町	（変更前） 令和三年七月十九日から 令和三年十一月三十日まで （変更後） 令和三年七月十九日から 令和四年五月三十一日まで

徳島県告示第四百六十号

徳島県東部農林水産局長から、令和四年徳島県告示第四百五十九号（公共測量を変更した旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和四年五月三十一日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

225	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
桧藍住		板野郡藍住町矢上字安住 一七八番一地先から 同 字北分 六九番一地先まで		新 旧	四・二了八・四	四四二・四

徳島県企業管理規程第二号

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月八日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程（平成十七年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第三条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、「」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の様式に相当する改正前の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程に定める規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県人事委員会告示第一号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第三項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

昇任候補者名簿の名称				徳島県警察官昇任候補者名簿			
確定年月日				令和四年六月三十日			
昇任試験の名称及び施行年月日				警部補昇任試験 令和四年五月十九日及び六月六日		巡査部長昇任試験 令和四年五月一八日及び六月三日	
昇任候補者名簿に記載されている昇任候補者数		一般		専門		一般	
		二十六名		六名		三十五名	
						七名	

徳島県人事委員会告示第二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和四年六月三十日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和四年七月八日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和三年七月一日